

駒ヶ根市 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)一覧

対象資産				特例割合 (乗じる率)	取得時期	適用期間	根拠法令・条項
家庭的保育事業		家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供されるもの	家屋 償却	1／3	H29.4.1から適用	期限なし	・地方税法第349条の3第27項 ・駒ヶ根市市税条例第61条の2第1項
居宅訪問型保育事業		居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供されるもの	家屋 償却	1／3	H29.4.1から適用	期限なし	・地方税法第349条の3第28項 ・駒ヶ根市市税条例第61条の2第2項
事業内保育事業		事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供されるもの	家屋 償却	1／3	H29.4.1から適用	期限なし	・地方税法第349条の3第29項 ・駒ヶ根市市税条例第61条の2第3項
汚水・廃液処理施設		水質汚濁防止法に規定する「特定施設」「指定地域特定施設」を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液処理施設	償却	1／3	R6.4.1～ R8.3.31	期限なし	・地方税法附則第15条第2項第1号 ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第1項
下水道除害施設		公共下水道施設の機能を妨げまたは損傷するおそれのある下水を排出している使用者が、下水道法施行令で定める基準に従い、下水の障害を除去するために設けた施設	償却	7／10	R6.4.1～ R8.3.31	期限なし	・地方税法附則第15条第2項第5号 ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第2項
再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備	1,000kw未満	償却	2／3	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	・地方税法附則第15条第25項第1号イ ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第3項
		1,000kw以上		3／4	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	・地方税法附則第15条第25項第3号イ ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第8項
	風力発電設備	20kw未満	償却	3／4	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	・地方税法附則第15条第25項第3号ロ ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第9項
		20kw以上		2／3	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	・地方税法附則第15条第25項第1号ロ ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第4項
	水力発電設備	5,000kw未満	償却	1／3	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	・地方税法附則第15条第25項第4号イ ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第11項
		5,000kw以上		7／12	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	・地方税法附則第15条第25項第3号ハ ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第10項
	地熱発電設備	1,000kw未満	償却	2／3	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	・地方税法附則第15条第25項第1号ハ ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第5項
		1,000kw以上		1／2	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	・地方税法附則第15条第25項第4号ロ ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第12項
	バイオマス発電設備	10,000kw未満	償却	1／3	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	・地方税法附則第15条第25項第4号ハ ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第13項
		10,000kw以上		1／2	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	・地方税法附則第15条第25項第1号二 ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第6項
	バイオマス発電設備(木竹等)	10,000kw以上		6／7	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	・地方税法附則第15条第25項第2号 ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第7項
浸水防止用設備		水防法に規定する浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が、同法に基づき設置した浸水防止用設備	償却	1／2	H29.4.1～ R8.3.31	5年間	・地方税法附則第15条第28項 ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第14項
緑地保全・緑地推進法人が設置・管理する市民緑地		緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法に規定する認定計画に基づき設置・管理する一定の市民緑地(有償で借り受けた土地を除く)	土地	2／3	H29.4.1～ R9.3.31	3年間	・地方税法附則第15条第32項 ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2代15項
浸水被害軽減地区の土地		水防法により、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防の盛土構築物の土地	土地	2／3	R2.4.1～ R8.3.31	3年間	・地方税法附則第15条第36項 ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第16項
一体型滞在快適性等向上施設		一体型滞在快適性等向上事業の用に供する固定資産	土地・家屋 ・償却	1／2	R6.4.1～ R8.3.31	5年間	・地方税法附則第15条第37項 ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第17項
雨水貯留浸透施設		浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設(地下に施工する貯留槽・透水性舗装・浸水ます等)	償却	1／3	R3.11.1～ R9.3.31	期限なし	・地方税法附則第15条第40項 ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第18項
貯留機能保全区域の土地		河川の氾濫により侵入した水や雨水を一時的に貯留できる土地で都市浸水拡大を抑制する効果があると認められるもの	土地	3／4	R4.4.1～ R10.3.31	3年間	・地方税法附則第15条第41項 ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第19項
サービス付き高齢者向け貸家住宅		高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅	家屋	5／6を減額 ※ ¹	H27.4.1～ R9.3.31	5年間	・地方税法附則第15条の8第2項 ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第20項
大規模の修繕等が行われた築20年以上のマンション		長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション	家屋	1／3	R5.4.1～ R9.3.31	1年間	・地方税法附則第15条の9の3第1項 ・駒ヶ根市市税条例附則第10条の2第21項

※¹サービス付き高齢者向け貸家住宅の特例割合については、減額割合。